

令和7年度 第1回

前橋市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日時 令和7年8月22日（金）

午後14時00分～午後14時50分

場所 前橋市役所11階 北会議室

前橋市国民健康保険運営協議会

出席委員等

1 出席委員（13名）

- (1) 被保険者代表
青木由紀子委員、小畑輝代委員、田中敏弘委員、森本洋子委員
- (2) 保険医・保険薬剤師代表
家崎桂吾委員、佐藤岳彦委員、細内康男委員、村上芳弘委員
- (3) 公益代表
相澤茂委員、岡田佳子委員、松澤正幸委員、八十田晶子委員
- (4) 被用者保険代表
政谷博美委員

2 欠席委員（1名）

瀧愛子委員（被用者保険代表）

3 事務局

持田健康部長、生方国民健康保険課長、小林管理係長、柴崎賦課係長、大塚国保医療係長、荻野保健指導室長、塩野後期高齢者保健事業等推進担当係長、上柿副主幹、須永副主幹、大塚主任

4 傍聴人 0名

5 議事

- (1) 報告事項
 - ア 国保制度の概要と財政運営の仕組みについて
 - イ 保険税水準の統一について
 - ウ 子ども・子育て支援金制度について
 - エ 令和6年度国民健康保険特別会計決算報告について
 - オ 令和7年度前橋市国民健康保険特別会計予算について
 - カ 国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について
- (2) その他

議事内容

1 開会 生方国民健康保険課長（進行役）

進行役（生方国民健康保険課長）より、本協議会は協議会規則第8条の規定に基づき、公開となる旨、了承を求めた。引き続き成立要件の確認が行われ、委員13名の出席により、協議会規則第5条の規定に基づき、本協議会が成立していることが報告された。

2 議事

進行役より、会長及び会長職務代理者が5月末で任期が満了し、現在空席であるとの説明がある。会長が選任されるまでの間、進行役が座長となり議事を進行した。また、委員改選後初めての運営協議会であるので、委員の自己紹介に続いて事務局の紹介を行った。

(1) 会長等の選任について

小林管理係長から、会長等の選出区分について国民健康保険法施行令第5条に基づき、公益を代表する委員のうちから選任するとの説明があった。進行役より委員に意見を求めたところ、特に無かったため、事務局案として、会長候補に相澤委員、会長職務代理者に八十田委員を提示した。出席した全委員の了承を得た後、相澤会長及び八十田会長職務代理者より挨拶を行った。

会長の選任により、協議会規則第6条の規定に基づき、相澤会長が議長となり議事を進行した。

なお、審議に先立ち、会長から協議会規則第9条に基づき、2名の議事録署名人（被保険者代表から青木由紀子委員、被用者保険代表から政谷博美委員）が指名された。

(2) 報告事項について

事務局より、「報告事項説明資料」に基づき説明した。

ア 国保制度の概要と財政運営の仕組みについて

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、ア「国保制度の概要と財政運営の仕組みについて」ご説明申し上げます。

まず、1の「国保制度の概要」についてである。国民健康保険、いわゆる「国保」は、自営業の方や非正規雇用の方など、ほかの医療保険に加入していないすべての方を対象とした制度であり、「国民皆保険制度」の“最後の砦”すなわちセーフティーネットの役割を担っている。また、市町村が保険者となって、地域の特性に応じた保健事業等の実施により、住民の健康維持に貢献してきた。

しかしながら、国保制度には、いくつかの構造的課題が指摘されている。まず、被用者保険と比較して中高年齢者の加入割合が高く、それに伴い医療費水準も高くなる傾向がある。次に、加入者の所得水準が相対的に低いため、保険税の負担が重くなりやすいという課題がある。さらに、国保加入者数が少ない市町村など、小規模な保険者が多く存在しており、財政運営が不安定になりやすいという制度運営上の課題もある。こうした課題に対応するため、平成30年度に制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となった。

続いて、2の「制度改革後の財政運営の仕組み」についてである。制度改革以降、市町村は県に対して納付金を支払い、県がその納付金等をもとに、保険給付に必要な費用を全額交付する仕組みへと移行した。このように、都道府県が財政運営の中心的な役割を担うこととなったことから、群馬県では、制度の安定的な運営と広域的な事業推進を図るため、「国民健康保険運営方針」を策定し、市町村との連携のもとで制度運営に取り組んでいる。この新たな仕組みにより、県全体での財政の安定化が図られる一方で、市町村には、保険税率の設定や保健事業の実施など、引き続き重要な役割が求められている。

（「【別添】国民健康保険の財政運営の仕組み（イメージ図）」を参照）

当該資料は、国民健康保険特別会計における、県と市町村の財政運営の仕組みを図で示したものとなっている。資料の内容について、順を追って説明させていただく。はじめに、県の支出の「①保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、その他」についてである。市町村から徴収する納付金総額を算出するために、まず県では、過去の保険給付費の実績や、国から示される係数をもとに、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの支出額を推計する。続いて、県の収入の「②市町村からの納付金」についてである。②の納付金総額を算出する際には、①で推計した支出額から、県の収入となる財源を差し引くが、財源は大きく分けて3つある。一つ目の財源は、国庫支出金や県の一般会計からの繰入金などの公費である。二つ目は、前期高齢者交付金。三つ目は、県の繰越金や財政安定化基金などのその他の財源である。これらを差し引いた残りの額が、市町村から徴収する納付金総額となる。この納付金総額は、県全体に占める各市町村の所得水準、被保険者数、世帯数の割合に応じて、各市町村に割り振られる。

次に、市町村の支出の「③県への納付金」についてである。各市町村は、割り当てられた納付金を県に

納付する。続いて、市町村の収入の「④保険給付費等交付金」についてである。県は、保険給付に必要な額を「普通交付金」として市町村に交付する。市町村は、この交付金を活用して、被保険者や医療機関への支払いなどの保険給付を行う。最後に、市町村の収入の「⑤保険税」についてである。市町村は、納付金や保険事業にかかる費用に充てるため、被保険者から国民健康保険税を徴収する。現状、保険税率は市町村ごとに設定されている。

報告事項アについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項アについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

イ 保険税水準の統一について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、イ「保険税水準の統一について」ご説明申し上げます。

先ほどご説明したとおり、現在、税率は、市町村ごとに異なって設定されている。これは、市町村がそれぞれの地域の事情に応じて、必要な費用をまかなうために税率を決定しているためである。しかし、同じ所得や家族構成であっても、住んでいる市町村によって保険税の負担額が異なるという状況は、被保険者の間で不公平感を生む可能性がある。こうした課題を解消するため、群馬県では令和15年度の「完全統一」を目指し、県内のどこに住んでいても公平な保険税負担となるよう、保険税水準の統一に向けた取り組みを段階的に進めている。この取り組みは、厚生労働省が推進する「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、全国的に進められている保険料水準の統一の流れに沿ったものである。

統一の進め方は、次の3段階に分かれている。まず第1段階の令和6年度～令和8年度では、「納付金ベースの統一」として、医療費の地域差を納付金に反映させない仕組みとすることで、小規模な市町村における運営上のリスクを軽減する。次に第2段階の令和9年度～令和14年度では、「準統一」として、完全統一に向けた移行期間を設け、制度や運用の整備を段階的に進めていく。そして最終的には、第3段階として令和15年度に「完全統一」を実現し、県内のどこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険税負担となる公平な制度を目指す。

この統一に向けた技術的な取組としては、以下のような内容が含まれている。まず、第1段階の令和6年度には、医療費の多寡に関係なく、納付金を算定する仕組みへの見直しが行われた。また、出産育児一時金や葬祭費等の給付について、支給基準の統一を図っている。さらに、一部の公費を県単位で管理する仕組みを導入し、財源の効率的な運用を目指している。加えて、収納率向上に向けた取組を重点的に行う期間を設定し、安定した収納体制づくりを進めている。続いて第2段階では、収納率を納付金に反映させる仕組みの導入を検討している。令和9年度の導入に向けて、収納率向上に向けた取組の達成状況などを踏まえながら、慎重に協議が行われる予定である。また、保険税の算定方式については、県内で3方式に統一し、算定方法のばらつきを解消する予定である。これらの取組を通じて、制度の公平性と持続可能性を高めていくが、被保険者の皆さまの保険税負担が急激に増加することのないよう、段階的かつ慎重に進めていく。

報告事項イについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項ウについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

ウ 子ども・子育て支援金制度について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、ウ「子ども・子育て支援金制度について」ご説明申し上げます。

本制度は、少子化対策の財源確保を目的として、こども家庭庁が推進する「加速化プラン」の一環として位置づけられており、社会全体で負担を分かち合いながら、子育て世帯を支える「新しい分かち合い・連帯の仕組み」として導入されるものである。支援金は、医療保険料とあわせて徴収され、国民健康保険加入者も対象となる。なお、国保においては、18歳以下の子どもに係る支援金の均等割額については、全額軽減される措置が講じられる予定である。この支援金分は、現行の保険税区分に新たに加わる形となるが、群馬県においては、完全統一前の段階的な統一として、他の区分に先行して子ども・子育て支援金において統一税率を導入する方向で検討が進められている。金額規模が比較的小さいため、先行導入によって制度全体の円滑な移行が期待されている。子ども・子育て支援金制度の導入は、制度の大きな転換点となるため、市民の皆様にも制度の目的と影響をご理解いただけるよう、丁寧に説明していく。

報告事項ウについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項ウについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

エ 令和6年度国民健康保険特別会計決算報告について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、エ「令和6年度国民健康保険特別会計決算報告について」ご説明申し上げます。

(1) 令和6年度決算総括表について、左から4列目が歳入の令和6年度決算額となっている。主なものとして、歳入の国民健康保険税は、62億8,100万円で、現計予算と比較すると、5,300万円の増となっている。資料にはない補足情報として、収納率については、現年課税分で96.40%、滞納繰越分は28.82%、合計では90.42%となっており、前年度の合計90.41%と比べ、0.01%上昇している。次に、歳入の県支出金は、228億3,600万円で、現計予算と比較すると、3億9,900万円の減となっている。主な要因として、歳入の保険給付費と連動する普通交付金の減によるものである。続いて、歳入の繰入金は、28億6,000万円となっているが、収支の均衡を図るため、そのうち基金から4億8,800万円を取り崩し、歳入に繰り入れた。歳入合計の令和6年度決算額は、321億1,100万円で、現計予算と比較すると、3億6,700万円の減となっている。

続いて、右から2列目が歳出の令和6年度決算額となっている。主なものとして、歳出の保険給付費は、221億6,800万円で、現計予算と比較すると、3億7,700万円の減となっている。主な要因として、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減によるものと考えている。続いて、歳出の納付金は、89億900万円で、現計予算との比較は微減となるが、令和5年度決算との比較においては3億2,700万円の減となっている。主な要因として、後期高齢者医療保険への移行に伴う被保険者数の減によるものである。歳出合計の令和6年度決算額は、318億7,100万円で、現計予算と比較すると、6億800万円の減となっている。

歳入歳出の差し引きである形式収支は2億4,045万6千円となり、決算剰余金の処分として、そのうち2億4,000万円を国保基金に積み立て、残る45万6千円を翌年度に繰り越した。基金残高は令和5年度決算剰余処分後の基金残高の11億3,800万円から令和6年度では8億9,100万円となり、基金残高は2億4,700万円の減額となった。

次に、(2) 国保特会基金残高についてであるが、平成30年度以降の推移をグラフで示している。平成

30年度から令和元年度にかけては、8億1,600万円減少している。これは都道府県化による制度移行の影響によるものである。それ以降令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響を受けた3年度を除き、概ね毎年2億円程度の基金減少となっているが、コロナが明けた令和5年度には大きく7億4,600万円の減少、令和6年度は2億4,700万円の減少となった。令和5年度から令和6年度の基金の減額幅が4億9,800万円縮小した要因については、先程6年度決算において説明したとおり、所得増加により国保税収入の減が抑制されたこと、また、被保険者数の減少による納付金の減などによるもので、現在の基金残高は、8億9,100万円となっている。

今後の基金について、令和7年度税率改正後の収支見込においては、令和9年度までの3年間は維持できるものと見込んでいるが、9年度には基金残高が3億円を下回る大変厳しい推計となっており、県が決定する納付金の額や国保税収の状況などによってこの見込みが変わってくる可能性がある。引き続き収支状況のバランスを注視しながら、国県補助金の積極的な確保や被保険者の積極的な健診受診の勧奨など、総合的な観点で、健全な財政運営に努めていきたいと考えている。なお、令和7年度に保険税率を改正したため、参考として改正前後の税率の推移を資料に記載しているため、後ほどご確認いただきたい。

報告事項エについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項エについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

オ 令和7年度前橋市国民健康保険特別会計予算について

【事務局説明：小林管理係長】

報告事項、オ「令和7年度前橋市国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

資料の表の左側が「歳入」となっており、左から3列目の②が令和7年度当初予算の歳入額となる。まず、国民健康保険税については、67億4,400万円で、前年度と比較して9億3,400万円の増、率にして16.1%の増となっている。主な増額要因は、税率改正によるものである。次に、県支出金については、237億9,700万円で、前年度比で15億6,000万円の増、率にして7.0%の増となっている。主な増額要因は、歳出の保険給付費に連動する普通交付金の増加によるものである。続いて、繰入金については、27億4,200万円で、前年度比で5億3,900万円の減、率にして16.4%の減となっている。主な減額要因は、収支の均衡を図るための基金繰入金の減少によるものである。

以上を踏まえた歳入合計は、333億6,100万円で、前年度比で19億3,300万円の増、率にして6.2%の増となっている。

続いて、表の右側の「歳出」についてであるが、右から3列目の②が令和7年度当初予算の歳出額となる。まず、保険給付費は、231億4,600万円で、前年度比で16億1,300万円の増、率にして7.5%の増となっている。主な増額要因は、医療費の増加傾向が続いていることに加え、被保険者の高齢化や医療ニーズの高まりにより、保険給付費が昨年度に比べて増加することが見込まれるためである。次に、国民健康保険事業費納付金は、92億3,900万円で、前年度比で3億3,000万円の増、率にして3.7%の増となっている。主な増額要因は、県全体の保険給付費の増加に伴うものと考えている。

以上を踏まえた歳出合計は、333億6,100万円で、前年度比で19億3,400万円の増、率にして6.2%の増となっている。

報告事項オについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項オについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

カ 国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について

【事務局説明：大塚国保医療係長】

報告事項、カ「国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化について」ご説明申し上げます。

1の「高額療養費制度」についてであるが、本制度は1か月の医療費が高額になった場合、所得や年齢に応じた自己負担限度額を超えた分が後から払い戻される制度である。これにより、長期入院や手術などで医療費が高額になっても、負担が一定水準に抑えられるというものである。診療月ごとに計算し、該当者には、市から高額療養費支給申請のお知らせのハガキを送付しているため、窓口等において申請が必要である。

2の「支給申請手続の簡素化の概要」についてであるが、高額療養費の支給申請は、これまで診療月ごとに必要であったが、世帯主の方が簡素化の申出をしていただくことで、次回以降の申請は不要となり、高額療養費の支給に該当した場合は、自動的に口座へ振り込まれるようになる。

3の「受付開始日」についてであるが、令和7年10月1日から受付を開始する。

4の「被保険者のメリット」についてであるが、毎月の申請が不要になり、申請の都度窓口に行く手間が省ける点に加え、自動的に口座に振り込まれることで申請忘れがなくなる。

5の「手続きの流れ」についてであるが、該当者に高額療養費支給申請のお知らせをハガキで郵送するので、ハガキをお持ちになり、窓口へお越しいただく。窓口で簡素化のご案内をするので、簡素化の内容に同意していただいたうえで、「簡素化申出書」をご提出いただく。簡素化手続後、高額療養費の支給に該当した場合は、支給額や振込日が記載された支給決定通知書を送付する。

6の「簡素化が停止される場合」についてであるが、簡素化停止の申し出があった場合や、前橋市国保の被保険者でなくなった場合など、資料記載の要件に該当した場合には、簡素化は停止される。簡素化が停止された場合は、これまでどおり窓口で毎回申請していただくことになる。窓口等で配布する予定のチラシを添付しているため、参考にご確認いただきたい。

報告事項オについては、以上である。

【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった報告事項オについて、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。
(質疑無し)

(2) 報告事項について

【事務局説明：小林管理係長】

第2回国保運営協議会の日程については、次第に記載のとおり、令和8年2月5日を予定している。

【相澤議長】

せっかくの機会であるため、ほかに何か意見等あったらご発言願う。
(意見無し)

【細内委員】

報告事項エの令和6年度決算額の前年度比では、歳入が3億6,700万円の減、歳出が6億800万円の減との説明があったが、昨年度より多少状況は改善されたということか。昨年度の運営協議会では、令和7

年度の税率改正について、収支状況がこのまま続けば3年後に再度税率を上げる必要があるとの説明があったと思うが、如何か。

【小林管理係長】

所得水準の上昇などにより、国保税収入が増加しているため、県が決定する納付金額にもよるが、あと1年は持ちこたえられる可能性もある。

【相澤議長】

報告事項カの高額療養費支給申請手続きの簡素化について、市民にとって利便性が高まる非常に良い取り組みだと思うが、これは前橋市だけの取り組みなのか。

【大塚国保医療係長】

簡素化の手続きは、令和3年3月に国民健康保険法施行規則が改正されたことにより、市町村が特段の定めを行えば可能となったもの。群馬県内では、すでに6～7市町村が先行して取り組んでおり、他の自治体でも実施されている。全国の中核市でも同様の取り組みが進められている。本市は比較的后発ではあるが、昨年度にシステムの標準化が行われたことや費用面の観点から、今回のタイミングでのシステム改修が望ましいと判断した。

【相澤議長】

ほかに何か意見等あったらご発言願う。

(意見無し)

3 閉 会 生方国民健康保険課長

…以上…

会議録の内容に相違ありませんので、ここに署名する。

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 青木 由紀子

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 政谷 博美